

特集

ストップ・ザ・ 鳥獣被害



近年、日本各地で野生生物による鳥獣被害が大きな社会問題になっています。豊川市でも山間部を中心に、野生生物が農作物を荒らしたり、人に危害を加えたりする問題が発生しています。

今回の特集では、農業だけにとどまらない鳥獣被害の現状と、その対策に向けた取り組みについて紹介します。

詳しいことは、農務課（89 - 2138）へ、お問い合わせください。

鳥獣被害の現状

近年、市内でも野生鳥獣による被害が問題となつていきます。どのようなことが起こっているのか、現状を紹介します。

鳥獣被害の実態

市内では、野生鳥獣が農地に出没し、野菜や果物を食べたり、畑を荒らしたりする被害が多く発生しています。出没する野生鳥獣は、主にイノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどで、イネ、ミカン、



イノシシによって掘り起こされた地面

ダイコンなどの作物に深刻な被害をもたらしています。

農作物への被害は、平成八年ごろから、市内で急激に増加し始めました。そして、その被害総額、被害面積は年々大きくなるばかりでなく、農作物以外にも、畑や水路敷、広範囲にわたるイノシシによる林道脇の地面の掘り起こしによる陥没被害なども、数多く発生しています。

また、かわいい姿に反してとても凶暴で、伝染病などを持っている場合のあるアライグマや、農作物に穴を開けたりゴミを荒らしたりするカラスによる被害も、大きく増えています。

鳥獣被害の原因

なぜ、このような鳥獣被害が問題となつてきているのでしょうか

か。

野生鳥獣による被害は、農耕民族である日本では昔から見られ、昔話には、サルやシカ、イノシシ、クマなどが数多く登場します。しかし以前は、里山と接し、林に囲まれた耕作地に顕著であった野生鳥獣の被害が、近年はその範囲を広げています。原因の一つに、暖冬などの環境の変化で、野生鳥獣の生息適地が拡大し、野生鳥獣が個体数を増加したことがあげられます。

また、農家の担い手不足による耕作放棄地の増加も大きな原因の一つです。これは、野生鳥獣にとつての格好の生息場所や隠れ家となるため、農地に出没しやすくなります。さらに、狩猟者の高齢化に伴い、狩猟人口が減少し、狩猟機会が減つたことなども要因となっています。

市内で撮影された被害記録写真

市内で撮影された、野生鳥獣による被害を記録した写真です（すべて平成二十二年撮影）。

写真1 サルによって食い荒らされたダイコン（千両町にて撮影）



市内で見られる 有害鳥獣の

生態と特徴

市内で多く見られる有害鳥獣である、イノシシ・ニホンザル・ニホンジカの主な生態と特徴です。山間部だけでなく、まちなかにも出没することもありますので、気をつけましょう。

【イノシシ】



生態 昼夜を問わず、エサを求めて活動する。行動範囲は2から3平方km。田畑周辺の耕作放棄地を行動の拠点にしていることが多い。

特徴 雑食性で、何でも食べる。跳躍力にすぐれ、助走しながら、1から2mの高さを乗り越える。鼻の力が非常に強く、鼻で50kgぐらいの石を簡単に動かすことができる。

【ニホンザル】



生態 主に日中に行動する。休息、睡眠、毛づくろいなどの社会行動を織り交ぜながら一定の行動域の中で移動し、食物を摂取する。

特徴 雑食性で、果実、植物の葉、芽のほか、昆虫などを食べる。学習能力は極めて高い。新しいものや状況、場所を警戒するが、一旦慣れてしまうと大胆に行動する。

【ニホンジカ】



生態 昼夜を問わず行動する。昼間は主に森林の中にいて、夜間に農耕地や草地などに出る傾向がある。

特徴 主に植物を食べる。食性の幅が広く、水稲、大豆、飼料作物などあらゆる農産物が被害を受ける。ほとんど助走せずに1.5m以上の障害物を飛び越えることができる。また、防護柵などはくぐり抜けることが多い。

鳥獣被害

鳥獣被害の新たな課題

これらの鳥獣による農作物への被害は非常に深刻ですが、近年はさらに新たな問題が出てきました。それは、住宅周辺など、まちなか近くに野生鳥獣が出没することです。

昨年十月には、中心市街地である諏訪地区に野生のサルが迷い込んできて、数日にわたって周辺を徘徊し、民家の干し柿を食べてしまったこともありました。また、御油地区ではハクビシンやアライグマが出没し、飼っている金魚やコイを食べてしまうことも、たびたび起こっています。

さらに、千両地区や御油地区などでは、民家の屋根や庭先にサルやシカが出没し、保育園の園児をおびえさせたり、自動車との接触事故を起こしています。

このように、住宅周辺などのまちなかにも出没することにより、人に対する危害が懸念されているのです。

鳥獣被害

被害防止のために



写真2 破られたネット（千両町にて撮影）



写真3 イノシシによって食い荒らされたミカン（御津町にて撮影）

被害対策の取り組み

野生鳥獣による被害は年々深刻になり、個々の農家による対策では限界が生じてきました。鳥獣被害に立ち向かう地域の駆除組合が発足し、市でも、さまざまな関係機関と協力して、対策を行っています。

鳥獣被害防止へと立ち向かう動き

市では関係機関と協力し、豊川市鳥獣被害防止対策協議会を設立しました。これは、野生鳥獣の侵入防除対策や捕獲体制の強化、地域の駆除組合の設立の推進などを行っています。

組織的に活動することにより、鳥獣被害の情報が共有化でき、防護ネットや捕獲おりなどを共同で設置できるようになりました。また、設置後の維持も効率的になりました。

しかし、鳥獣被害防止への動きは始まったばかりで、捕獲などの一定の成果は出ているものの、まだ軽減には至っていません。今後一層の対策強化を図り、軽減を目指します。

インタビュー INTERVIEW

実際に、それぞれの地域で鳥獣被害対策を行い、日々奮闘されている方の声をご紹介します。



御津金野地区有害鳥獣対策協議会
平松善和さん（御津町）



豊川市長沢町有害獣類駆除組合
小野博史さん（長沢町）

実際にどのような被害が起こっていますか？

平松 農作物では、イノシシがイネを食い荒らしたり、シカがムギやマメを食べてしまう被害が出ています。

効果があつた対策は何ですか？

小野 イノシシやシカに対してはワイヤーメッシュ（鉄製防護柵）で山との境界を囲み、地域ぐるみで防護するのが効果的でした。

現在困っていることなどありませんか？

小野 わななどを設置して、野生鳥獣を捕獲しています。が、捕獲した後の処理が最も問題です。処理場が限られて

いるということと、処理できる人が少ないためです。

今後はどうしたらよいでしょうか？

平松 今後は若者や農家以外の人も一緒になって考え、新たな取り組み方を検討する必要がありますか。

最後に、鳥獣被害の防止に必要なことは何ですか？

小野・平松 まず、多くの人に野生鳥獣の被害について現状を知り、関心を持っていただくことが、第一歩だと思います。そして、単に捕獲するだけでなく、野生生物とそれ以外の生き物との「共生」という新たな付き合い方が、必要ではないでしょうか。

市の鳥獣被害対策を紹介します

●豊川市鳥獣被害防止対策協議会

平成21年3年、農務課、県東三河農林水産事務所普及課、JAひまわり、豊川市猟友会、豊川市農業委員会、地域代表が中心となって設立し、以下のような鳥獣被害の防止対策を行っています。

①捕獲おりの設置

協議会で捕獲おりを購入し、各地域に設置しています。設置・管理はわな免許保有者が行っています。

②防護ネットの設置

地域の駆除組合や地元有志が有害鳥獣対策（主にイノシシ）として、防護ネットを設置しました。



③追払いグッズの貸し出し

サルが多発する地域へ、エアガン、スターターの貸し出しを行っています。

●農作物鳥獣害対策講演会

講師に専門家を招き、有効な防除対策や捕獲檻などの設置方法などについて学ぶ講演会です。市民を対象に、毎年年に1から2回程度開催し、地域では徐々に成果が出始めています。



●サル追い払い隊(有害鳥獣パトロール)

追い払いとは、農地や集落に出没する野生鳥獣に対し、人がさまざまな手段を用いて山へ追い払うことです。特にサルに対しては「人馴れ」が進んでしまうため、根気よく追い払う必要があります。そこで、サルの出没が多発する地域を中心に、銃の免許を所有している人を雇用し、パトロールを実施しています。

●補助制度

市内に住居を有し、かつ市内に農地を有する農家を対象に、以下の補助制度があります。

①電気柵の購入費補助

経費の4分の1以内とし、上限は10万円とします。購入前に農務課またはJAひまわりへ、ご相談ください。

②捕獲おりの購入費補助

経費の2分の1以内とし、上限は10万円とします。購入前に農務課へ、ご相談ください。

③わな免許取得補助

平成23年度からわな免許を取得する人に対し、講習会費用を補助します。

●小型捕獲おりの貸し出し

小型鳥獣（ハクビシン・アライグマなど）による農作物被害に悩まされている農家に、小型捕獲おりの貸し出しを行っています。



鳥獣駆除報奨金制度

対象鳥獣	報奨費	交付対象
ハクビシン アライグマ	1頭につき2,000円	組織に交付
イノシシ シカ	1頭につき3,000円	組織に交付
サル	1頭につき6,000円	組織・個人に交付

地域の駆除組合などが野生鳥獣を捕獲した場合、一頭あたり定額の報奨金を交付します。
捕獲対象はイノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマで、交付対象は駆除組合などの組織です。ただし、サルによる被害の多発に伴い、平成二十三年度は特別に、サルだけは個人でも交付対象とします。
詳しいことは、農務課へ、お問い合わせください。

有害鳥獣駆除の報奨金制度があります